

一般社団法人日本生態学会中国四国地区会 運営規則

1. 目的等

第1条 「名称」 本会は一般社団法人日本生態学会中国四国地区会（以下、中国四国地区会）という。

第2条 「設置」 「一般社団法人日本生態学会定款」および「一般社団法人日本生態学会地区会、編集委員会、専門委員会等規則」に基づき中国四国地区会を設置する。

第3条 「目的」 中国四国地区会は、中国四国（岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県）の地区特性に応じた活動を展開することで生態学の進歩と普及をはかり、また、地区の自然環境の保護・保全、生態系管理に係る課題に対応することを目的とする。

第4条 「事業」 中国四国地区会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究発表会、講演会などの開催
2. 諸学会、諸機関、NPO 等との連携
3. その他、本会の目的を達成するに必要な事項

2. 中国四国地区会の構成員と運営

第5条 「会員」 日本生態学会の会員のうち郵送物の配布先を中国四国地区内に登録した一般社団法人日本生態学会会員は、中国四国地区会員となる。中国四国地区会員は、別に定める中国四国地区会費を一般社団法人日本生態学会に納めなければならない。

第6条 「役員、役員会」 中国四国地区会に次の役員をおき、役員会を構成する。1) 役員会は中国四国地区の運営方針、事業計画等について協議し、第13条に規定する総会において中国四国地区会員に提案する。2) 第7条に規定する会長の任期が終了する前年の役員会において次期会長を選出し、第13条に規定する総会で中国四国地区会員に提案する。

1. 会長 1名
2. 庶務幹事 1名
3. 会計幹事 1名
4. 県幹事 9名
5. 地区代議員 1名
6. 自然保護専門委員会委員 2名

第7条 「会長」 会長は中国四国地区会を代表し、会務を統べる。会長は役員会での合議により中国四国地区会会員から選出され、第13条で規定する総会で承認を得る。任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条 「庶務幹事」 庶務幹事は会長を助けて会務を遂行する。庶務幹事は会長により選任される。任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条 「会計幹事」 会計幹事は中国四国地区会による事業等の遂行に必要な費用を管理する。庶務幹事は会長により選任される。任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条 「県幹事」 中国四国地区の各県に1名の県幹事をおく。県幹事は各県の会員を代表して意見を述べるとともに、中国四国地区会を運営する。県幹事は各県に在住する会員の互選により選出される。任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条 「代議員、自然保護専門委員会委員の招集」 会長は、中国四国地区から選出された一般社団法人日本生態学会代議員および自然保護専門委員会委員を、中国四国地区会の役員として役員会に招集する。

第12条 「委員会」 中国四国地区会は、必要に応じて委員会を設置することができる。委員は役員会の協議により中国四国地区会員の中から選び、会長が委嘱する。任期、人数はその都度決定する。委員会の委員長は委員の互選により選出する。

第13条 「総会」 会長は中国四国地区会に所属するすべての会員が集まることができ、情報・意見交換を行い、役員会が示す運営方針や事業計画に対して意見を述べ、意思決定に反映することができる総会を、少なくとも1年に1回設けなければならない。

3. 会計等

第14条 「会計、事業報告および決算」

1. 中国四国地区会の目的を達成するための経費は、一般社団法人日本生態学会からの地区会活動費、中国四国地区会の活動に協賛する個人、組織等からの寄付金等で賄われる。
2. 会計年度は、一般社団法人日本生態学会定款に基づき、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
3. 会計幹事は、会計収支を一般社団法人日本生態学会事務局および中国四国地区会総会に報告する。

4. 改訂

第15条 運営規則の改訂には地区会総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

この運営規則は、2015年5月17日より施行する。

この運営規則は、2018年5月13日一部改訂する。